

オンラインセミナーのご案内

～技適・認証制度、端末認定制度を中心に～

TELEC Online Seminar

特徴

- 「40年以上にわたる実績に基づく信頼のTELEC」のサービスの一環です。
- 基本項目にプラスしてご希望に沿った内容にカスタマイズします。
- 社内研修や会員サービスとしても利用いただけます。
- 法令違反の事前防止等の対策の参考になります。
- 最新の動向、法令改正の情報を提供します。

項目例

- 電波とは、電波法の基礎（免許不要の制度としての微弱無線・技適マーク、その他）
- 技適・認証制度（技適と認証の違い（審査期間、手数料等）、技適マークの表示、取得までの流れ、申込書類、特性試験、認証取扱業者の義務、相互承認制度（MRA）、など）
- 基準不適合の対応（不適合の事例、勧告・公表制度、技術基準不適合無線機器の流通抑制のためのガイドライン（無線機器の製造業者・輸入業者・販売業者等の取り組み強化等）、など）
- 高周波利用設備（電子タグ、RFID、ワイヤレス充電）
- 技適未取得機器を用いた実験等の特例制度（制度概要、対象種別）
- 情報収集方法（電波利用ホームページ、TELEC ホームページの活用）など

料金

基本料金：33,000円（消費税含む）～

- 1名様から対応します。
- 端末認定制度、カスタマイズは別途追加となります。

お問合せ先：お客様相談室

TEL 03-3799-8330 E-mail support@telec.or.jp

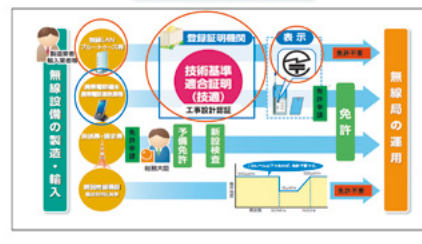
ホームページのお問合せフォーム「総合お問合せ窓口」

本日の説明

- 1 電波とは、電波法とは
 - 2 微弱無線局（免許不要の1）
 - 3 技適マーク（免許不要の2）
 - 4 技適未取得機器の特例制度（免許不要の3）
 - 5 その他の最新情報
- （1）勧告・公表（命令）制度等
技術基準不適合無線機器の流通抑制のためのガイドライン
（2）高周波利用設備（電子タグ(RFID)/ワイヤレス充電）
（3）ドローン用の無線設備
（4）情報収集のご参考に

輸入・販売する製品は、技適マークを取得した無線設備（⇒無線局免許が不要）のものぞ！

「技適マーク」と免許制度の概観

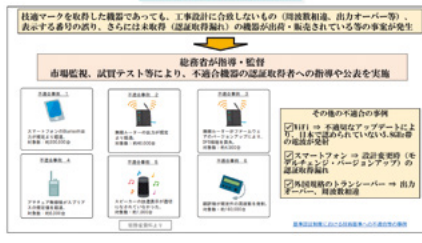


技適マークの取得に必要な重要チェックポイント

- ✓ 製造メーカーの協力が得られること
・無線設備系統図、部品配置図、等の技術資料
・テストモード
・試験準備
- ✓ 製造工場が「SR9000」を取得していること（申込者でも可、認証に限る）
- ✓ 申込書等の書類作成、試験立会い（操作説明書の用意でも可）ができること

※1 項目に技適・認証のお申し込みをいただける場合は無償で書類の記載例等を送付し、書類作成のサポートをします。
※2 上記全般を支援する専門の代理業者を紹介することができます。（代理業者に係る料金は当業者にお問合せください。）

技適マークの不適合事例



「勧告・公表（命令）制度等」

制度創設（昭和42年）⇒輸入業者の追加、努力義務の追加（昭53.21施行）
⇒勧告の発動要件緩和、命令の発動要件緩和等（昭52.12.15施行）
⇒技術基準不適合無線機器の流通抑制のためのガイドライン（昭52.12.15公表）

基準不適合設備を使用したことにより、他の無線局を妨害し運用に重大な影響を与える恐れがある場合は、無線設備の製造業者・輸入業者・販売業者に対して、製造の中止、設備の回収などの勧告や報告を求める制度。社名の公表や罰金に処せられる場合もある。

- 制度改正ポイント
- Q1 勧告・公表の対象は輸入業者が対象か？
A1 近年、改善されているベータモニターやランチャー等の中には、外国産の基準不適合設備を輸入したものがあり、国内に広く流通することで他の無線局に悪影響を及ぼす事例が増えているため、新たに勧告・公表の対象とされています。
- Q2 自分で使用する無線設備を輸入した者は対象に含まれますか？
A2 自己使用のために輸入しただけの場合は対象外です。ただし、外国から運搬輸入したものの中には電波法で定める基準を満足しない無線設備も多く存在しますので十分注意してください。
- 無線設備の製造・輸入・販売に関する努力義務の緩和（2022年12月）ガイドラインの制定・公表（次掲）
- Q3 どのような対応が必要になりますか？
A3 無線設備の製造業者・輸入業者・販売業者は、無線設備の秩序の維持に資するため、電波法に定める技術基準に適合しない無線設備を製造・輸入・販売しないように努めてください。

セミナー資料（一例）